

○西海市水道水源保護条例  
平成17年4月1日西海市条例第231号

西海市水道水源保護条例

(目的)

第1条 この条例は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第2条の規定及び同条の規定に準じる市の将来計画に基づき、本市の水道に係る水質の汚濁を防止し、清浄な水を確保するため、その水源を保護し、もって住民の生命及び健康を守ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 水源 法第3条第8項に規定する水道施設であつて、市水道に係る水道施設の周辺の地域で、水道の原水の取り入れに係る地域をいう。

(2) 水源保護区域 市の水道に係る水源及び計画水源の上流地域で、市長が指定する区域及び法第43条に基づく水源の水質を保全することが必要であると認められる区域をいう。

(3) 対象事業 別表に掲げる事業をいう。

(4) 規制対象事業場 対象事業を行う工場その他の事業場のうち、水道に係る水質を汚濁し、又は汚濁するおそれのある工場その他の事業場で、第7条第3項の規定により認定されたものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、水源の保護に係る施策を実施しなければならない。

(市長の責務)

第4条 市長は、水源の水質の保全に努めなければならない。

(住民等の責務)

第5条 何人も、市が実施する水源の保護に係る施策に協力しなければならない。

(水源保護区域の指定等)

第6条 市長は、水源の水質を保全するため、水源保護区域を指定することができる(市における水源保護区域は、別表に掲げる区域をいう。)

2 市長は、水源保護区域を新たに指定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ西海市水道水源保護審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、前項の規定により、水源保護区域の新たな指定又は変更をしたときは、その旨を直ちに告示するものとする。

4 前2項の規定は、市長が水源保護区域を解除しようとする場合についても適用する。

(事前の協議及び措置等)

第7条 水源保護区域内において、対象事業を行おうとする者(以下「事業者」という。)は、あらかじめ市長と協議するとともに、関係地域の住民に対し、当該対象事業の計画及び内容を周知させるため、説明会の開催その他の措置を採らなければならない。

2 市長は、事業者が前項の規定による協議をせず、又は同項の措置を採らず、若しくは採る見込みがないと認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて協議をし、又は措置を採るよう勧告するものとする。

3 市長は、第1項の規定による協議の申出があった場合において必要と認めるときは、第14条の規定に基づく西海市水道水源保護審議会及び法第43条に基づく水道事業管理者の意見を聴き、規制対象事業場と認定したときは、事業者に対し、その旨を速やかに通知するものとする。

(公表)

第8条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨を別に定める方法により公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ公表されることとなる事業者にその旨を通知するとともに意見を述べる機会を与えなければならない。

(規制対象事業場の設置の禁止)

第9条 第7条第3項の規定により、規制対象事業場として認定されたときは、何人も、水源保護区域内において、同事業場を設置してはならない。

(一時停止命令)

第10条 市長は、事業者が第7条第2項の規定による勧告に従わないときは、当該事業者に対し、期限を定めて対象事業の実施の一時停止を命ずることができる。

(水源保護協定の締結)

第11条 市長は、水道水源の水質保全のため必要と認める場合には、水源保護協定を事業者と締結するものとする。

(措置要請)

第12条 市長は、水源保護地域に隣接する市の区域外において、対象事業を行おうとする者があるときは、関係地方公共団体等に対し、適切な措置を採ることを要請するものとする。

(水源保護の相互協力)

第13条 市は、水源保護のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体等に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項に規定する協議会の設置その他の協力を要請するものとし、関係地方公共団体等から本市に対し、当該協力の要請があったときは、これに応ずるものとする。

(審議会の設置)

第14条 水源の保護を図り、水道事業を円滑に推進するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、西海市水道水源保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市の水道に係る水源の保護に関する重要な事項について、調査審議する。

(組織)

第15条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関団体等の代表者
- (3) その他市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第16条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第17条 審議会に会長及び副会長を1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第18条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の庶務は、水道部において処理する。

5 第14条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(報酬及び費用弁償)

第19条 委員の報酬及び費用弁償は、西海市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年西海市条例第39号）に定めるところによる。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条の規定に違反した者
- (2) 第10条の規定による命令に違反した者

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の西彼町水道水源保護条例(平成8年西彼町条例第10号)、西海町水道水源保護条例(平成11年西海町条例第8号)又は大瀬戸町水道水源保護条例(平成3年大瀬戸町条例第18号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附則(平成20年3月28日条例第23号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附則(平成22年2月5日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附則(平成26年2月10日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附則(平成28年12月22日条例第41号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第2条、第6条関係)

対象事業 1 産業廃棄物処理業

2 ゴルフ場

3 畜舎その他水質の汚染及び汚濁を招くおそれのある事業として市長が認めるもの

保護区域 既存水源 西彼南部水源、西彼北部水源、河内岳水源、川山木場水源、西海東部水源、西海西部水源、七釜水源、白岳水源より上流の全域、長谷川砂防ダム上流域、千賀の浦水源上流域、谷田水源上流域、田浦水源上流域、塔の尾水源上流域、馬込貯水池上流域、西海町伊佐の浦川砂防ダム上流域、崎戸水源、江島簡易水道水源、平島簡易水道水源、茅場水源、羽出川堰、小松水源、幸物水源、多以良水源、松島簡易水道水源、大瀬戸中部水源、藤原水源、上瀬水源、河通水源、白西平水源、白樫水源及び奉還水源より上流の全域

計画水源 柚子ノ川水源、鳥加川水源、東長谷、園川内、牛ヶ首、立合道、鳴迫、赤崎、土井浦貯水池水源、上ノ田・江川水源、葉山・浦川水源、塚堂川水源、河通川水源、小田川水源、梁場川水源、前の平川水源、多以良川水源、小峰川水源、タンタン川水源、中尾川水源、高帆川水源、江切川水源及び牛ヶ倉川水源より上流の全域

法第43条の規定に基づき要請を受けた区域